

衆議院 議院 議院 運 營 委 員 会 議 録 第 十 五 号

平成二十一年三月四日(水曜日)

正午開議

出席委員

委員長 小坂 憲次君

理事 小此木八郎君 理事 今井 宏君

理事 平沢 勝栄君 理事 渡辺 博道君

理事 高木 毅君 理事 小野寺五典君

理事 玄葉光一郎君 理事 渡辺 周君

理事 遠藤 乙彦君

あかま二郎君 井脇ノブ子君

大塚 高司君 奥野 信亮君

亀岡 偉民君 清水清一郎君

谷 公一君 藤井 勇治君

若宮 健嗣君 近藤 洋介君

高山 智司君 伊藤 涉君

穀田 恵二君 保坂 展人君

糸川 正晃君

議長 河野 洋平君

副議長 横路 孝弘君

事務総長 駒崎 義弘君

委員の異動

三月四日

辞任

佐々木憲昭君

同日

辞任

穀田 恵二君

補欠選任

穀田 恵二君

同日

補欠選任

佐々木憲昭君

本日の会議に付した案件

永年在職議員として表彰された元議員柿澤弘治君逝去につき弔詞贈呈報告の件

議案通知書及び返付議案受領の件

返付議案の取扱いに関する件

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

国会議員の給与等に関する規程等の一部改正の件

本日の本会議の議事等に関する件

○小坂委員長 これより会議を開きます。

まず、元議員逝去につき弔詞贈呈報告の件についてであります。去る一月二十七日、永年在職議員として表彰された元議員柿澤弘治君が逝去されました。

ここに謹んで哀悼の意を表します。

弔詞につきましては、お手元の印刷物のとおり特別弔詞を、理事各位の御了承を得まして、去る一日、議長から贈呈していただきましたので、御了承願います。

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに外務委員長の要職につき、また国務大臣の重任にあたられた従三位旭日大綬章 柿澤弘治君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

○小坂委員長 また、同君に対する弔詞は、本日の本会議において、議長から贈呈の報告があり、弔詞を朗読されることになりました。

その際、議員の方は御起立願うことになっております。

○小坂委員長 次に、本日、参議院から、平成二十一年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案につきまして、否決した旨の通知を受領するとともに、国会法第八十三条の二の規定により、本院に返付されてまいりました。

○小坂委員長 本返付議案の取扱いに関する件についてであります。本件に関して、本日、民主党・無所属クラブの山岡賢次君外十九名から、憲法第五十九条第三項及び国会法第八十四条第一項の規定により平成二十一年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案につき、両院協議会を求めるとの動議が、また、大島理森君外三十六名から、自由民主党、公明党の両会派共同提案による、憲法第五十九条第二項に基づき、平成二十一年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議が、それぞれ提出されました。

○小坂委員長 御異議ありませんか。

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、憲法第五十九条第三項及び国会法第八十四条第一項の規定により平成二十一年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案につき、両院協議会を求めるとの動議の趣旨弁明は、提出者の高山智司君が行います。

また、本動議の採決は、起立採決をもつて行います。

次に、憲法第五十九条第二項に基づき、平成二十一年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議に対し、自由民主党の松島みどり君、民主党・無所属クラブの近藤洋介君、日本共産党の塩川鉄也君、社会民主党・市民連合の日森文尋君から、それぞれ討論の通告があります。

討論時間は、松島みどり君、近藤洋介君はおの十分以内、塩川鉄也君は五分以内、日森文尋君は三分以内とするに御異議ありませんか。

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

また、本動議が可決されましたならば、本院議決案の採決を、記名投票をもつて行います。

○小坂委員長 次に、国会議員の育児休業等に関する法律の一部改正の件、国会議員の給与等に関する規程等の一部改正の件についてであります。

○駒崎事務総長 国会議員の育児休業等に関する法律の一部改正の件外一件につきまして御説明申し上げます。

両件は、人事院勧告に準じて改正を行うもので、まず、国会議員の育児休業等に関する法律の一部改正の件は、一般職の国家公務員の勤務時間の改定に準じて、育児短時間勤務をしている一般職の国家公務員の勤務時間が改定されたことに伴い、国会職員についても同様に育児短時間勤務職員の勤務時間を改定するもので、平成二十一年四月一日から施行するものであります。

次に、国会議員の給与等に関する規程等の一部改正の件は、一般職の国家公務員について本府省業務調整手当の新設及び一週間当たりの勤務時間改定が行われたことに伴い、国会職員についても同様に、業務調整手当の新設と勤務時間を一週間当たり四十時間から三十八時間四十五分に変更する改定を行い、平成二十一年四月一日から施行す

るとともに、国会職員の給与の支給日を変更し、同年七月一日から施行するものであります。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案  
国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程案  
〔本号末尾に掲載〕

○小坂委員長 この際、発言を求められておりますので、これを許します。渡辺周君。

○渡辺周委員 ただいま議題となりました国会職員の給与等に関する規程等の一部改正について意見を申し上げます。

今回の改正は、係員以上に業務調整手当が新設されることが柱ですが、そもそもは、人事院勧告において、一般職公務員が施策の企画立案、関係府省との調整、国会対応等の業務に当たるとの特異性や困難性を考慮して新設するというものを、特別職国家公務員である国会職員にも適用するというものであります。

しかし、こうした業務は国会職員の基幹をなすものであり、遂行に必要な業務であります。これまでと同様の仕事をしながら、およそ一億一千万円増となる手当の新設が、現下の経済状況、雇用状況のもと、幅広く国民の理解が得られるとは思いません。

こうした観点から、本議題について個人的に賛意を示したいと考えますが、国家公務員の労働基本権が制約されている代償措置としての人事院勧告制度は尊重されるべきという方針に立ち、承認すべきとして与野党内で既に党内手続を終えています。

今後は、行財政改革を積極的に推進し、国会予算の削減について不断の努力を行うためにも、本議院運営委員会における国会予算の審議を充実させるルールづくりが進められることを提案して、意見表明いたします。

以上です。

○小坂委員長 それでは、まず、国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正の件につきまして、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、国会職員の給与等に関する規程等の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○小坂委員長 次に、ただいま本委員会提出とすに決定いたしました国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○小坂委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○駒崎事務総長 まず最初に、議長から、永年在職議員として表彰されました故元議員柿澤弘治先生に対する弔詞贈呈の報告がございまして、議長が弔詞を朗読されます。

次に、議長より、本日、参議院から、財政投融資特別会計繰入特例法案は否決した旨の通知を受領するとともに、返付を受けた旨の報告がござい

ます。  
次に、山岡賢次さん外十九名提出の、憲法第五十九条第三項及び国会法第八十四条第一項の規定により財政投融資特別会計繰入特例法案につき、両院協議会を求めるの動議を議題とし、提出者高

山智司さんから趣旨弁明がございします。次いで起立採決いたしましたして、自民党及び公明党が反対でございします。

次に、大島理森さん外三十六名提出の、憲法第五十九条第二項に基づき、財政投融資特別会計繰入特例法案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議を議題とし、四人の方々からそれぞれ討論が行われますが、順序は印刷物のおりであります。次いで起立採決いたしましたして、民主党、共産党、社民党及び国民新党が反対でございします。

大島理森さん外三十六名提出の本動議が可決されましたならば、財政投融資特別会計繰入特例法案の本院議決案を議題とし、憲法第五十九条第二項に基づき、さきの議決のとおり再び可決するか否かにつき採決いたします。この採決は記名投票をもって行います。

次に、動議により、ただいま御決定いただきました国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正案を緊急上程いたします。小坂議院運営委員長の趣旨弁明がございまして、全会一致であります。本日の議事は、以上でございます。

一、返付議案の取扱いに関する件  
憲法第五十九条第二項に基づき、平成二十一年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議(大島理森君外三十六名提出)  
討論通告

反対 近藤 洋介君(民主)  
賛成 松島みどり君(自民)  
反対 塩川 鉄也君(共産)  
反対 日森 文尋君(社民)

採決(起立)  
(直ちに再議決すべしとの動議可決の場合)  
平成二十一年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する

法律案 本院議決案  
採決(記名)

○小坂委員長 それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○小坂委員長 次に、次回の本会議及び委員会等は、追って公報をもってお知らせいたします。本日は、これにて散会いたします。  
午後零時十分散会

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案  
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同項第二号中「五時間」を「四時間五十五分」に改め、同項第三号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第四号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同項第五号中「二十時間」を「十九時間二十五分」に改め、「二十五時間」を「二十四時間三十五分」に改める。

第十五条中「二十時間」を「十九時間二十五分」から「十九時間三十五分」までの範囲内の時間」に改める。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後において改正後の国会職員の育児休業等に関する法律(以下「新法」という。)第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をするため、

新法第十二条第三項の規定による承認又は新法第十三条第二項において準用する新法第十二条第三項の規定による承認を受けようとする国会職員は、施行日前においても、新法第十二条第二項又は第十三条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

2 この法律の施行の際現に改正前の国会職員の育児休業等に関する法律第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている国会職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間に於いて両議院の議長が協議して定める内容の新法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をすることの承認があつたものとみなす。

### 理由

育児短時間勤務をしている一般職の国家公務員の勤務時間の改定に準じ、育児短時間勤務をしている国会職員の勤務時間を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程案

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

(国会職員の給与等に関する規程の一部改正)  
第一条 国会職員の給与等に関する規程昭和二十二年十月十六日両院議長決定の一部を次のように改正する。

#### 第二条を次のように改める。

第二条 給料は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち両議院の議長が協議して定める日に、その月の月額を全額を支給する。ただし、両議院の議長が協議して定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

第五条を次のように改める。  
第五条 前三条に定めるもののほか、給料の支給方法に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

#### 第六条第二号の次に次の一号を加える。

##### 二の二 業務調整手当

第六条の二第二項中「ある者」の下に「(以下「管理職員」という。)」を加え、「基き」を「基づく」に改め、同条第二項中「前項の規定により指定された職にある者」を「管理職員」に改める。

第六条の五から第六条の七までを削り、第六条の四を第六条の五とし、同条の次に次の二条を加える。

#### 第六条の六及び第六条の七 削除

第六条の三の次に次の一条を加える。  
第六条の四 行政職給料表(一)又は速記職給料表の適用を受ける国会職員(管理職員及び両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)が、国会に置かれる機関として両議院の議長が協議して定めるものの業務(当該業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められるもの)として両議院の議長が協議して定める業務を含むに從事する場合は、当該国会職員には、業務調整手当を支給する。

業務調整手当の月額は、行政職給料表(一)の適用を受ける国会職員にあつては当該国会職員の属する職務の級、速記職給料表の適用を受ける国会職員にあつては当該国会職員の属する職務の級に相当すると認められる行政職給料表(一)の職務の級であつて両議院の議長が協議して定めるものにおける最高の号給の給料月額に百分の十を乗じて得た額を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める額とする。

前二項に規定するもののほか、業務調整手当の支給に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。  
第七条の二第一項中「第六条の二第一項の規

定に基づき両議院の議長が協議して指定する職を占める国会職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員(以下「特定管理職員」という。))を「管理職員」に改め、同条第二項中「特定管理職員」を「管理職員」に改める。

第七条の第三項中「特定管理職員」を「管理職員」に改める。  
第十二条中「及び手当の額を」支給額その他特殊勤務手当の支給に關し必要な事項」に改める。

(国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)  
第二条 国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程平成六年六月二十三日両院議長決定の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第二項中「十六時間」を「十五時間三十分」に、「三十二時間」を「三十一時間」に改める。

第四条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。  
第十三条第一項第三号中「公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖繩振興開発金融公庫」に改める。

(育児短時間勤務国会職員等に関する規程の一部改正)  
第三条 育児短時間勤務国会職員等に関する規程(育児短時間勤務国会職員等に関する規程)の国会職員の給与等に関する規程等の特例に關する規程(平成十九年五月九日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第六条の表第三条第一項の項中「二十時間」を「十九時間二十分」に改める。

### 附則

#### (施行期日)

第一条 この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中国会職員の給与等

に関する規程第二条、第五条及び第十二条の改正規定は、同年七月一日から施行する。  
(両院議長協議決定への委任)

第二条 この規程の施行に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。  
(特定任期付職員の給与の特例に關する規程の一部改正)

第三条 特定任期付職員の給与の特例に關する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「第六条の四」を「第六条の五」に改め、同条第二項中「第七条の第三項の」を「第二項、第七条の第三項並びに第七條の六」に、「以下「特定管理職員」とあるのは「管理職員」を「管理職員」とあるのは「管理職員」に、「特定管理職員」とあるのは「管理職員」という。）」又は、同条第二項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とに改め、「百分の百八十を」の下に」と、給与規程第七條の六第三項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」を加える。

「特定管理職員」とあるのは「管理職員等」という。又は、同条第二項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とに改め、「百分の百八十を」の下に」と、給与規程第七條の六第三項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」を加える。

平成二十一年三月六日印刷

平成二十一年三月九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A